

建設工事に係る事故対応マニュアル

令和7年4月
那須塩原市 総務部 契約検査課 作成

目 次

1. 目的	P. 2
2. 適用工事	P. 2
3. 現場緊急連絡体制表の取扱い	P. 2
4. 事故発生時の対応	P. 2
5. 事故発生時のフロー	P. 3
6. 事故の分類と報告様式について	P. 4
7. 事故速報（様式1）	P. 6
8. 事故対応報告書（様式2）	P. 7
9. 現場緊急連絡体制表（参考様式）	P. 9
10. 資料	P.10

1. 目的

本マニュアルは、建設工事現場での事故発生時に迅速かつ的確な対応を行い、被害の拡大防止、迅速な復旧、関係者への適切な報告と類似事故の再発防止を目的とする。

2. 適用工事

本マニュアルは、那須塩原市が発注する建設工事に適用する。

3. 現場緊急連絡体制表の取扱い

現場代理人は、着工前に現場緊急連絡体制表を作成し、監督職員へ提出する。
現場代理人は、現場緊急連絡体制表を常時携帯する。

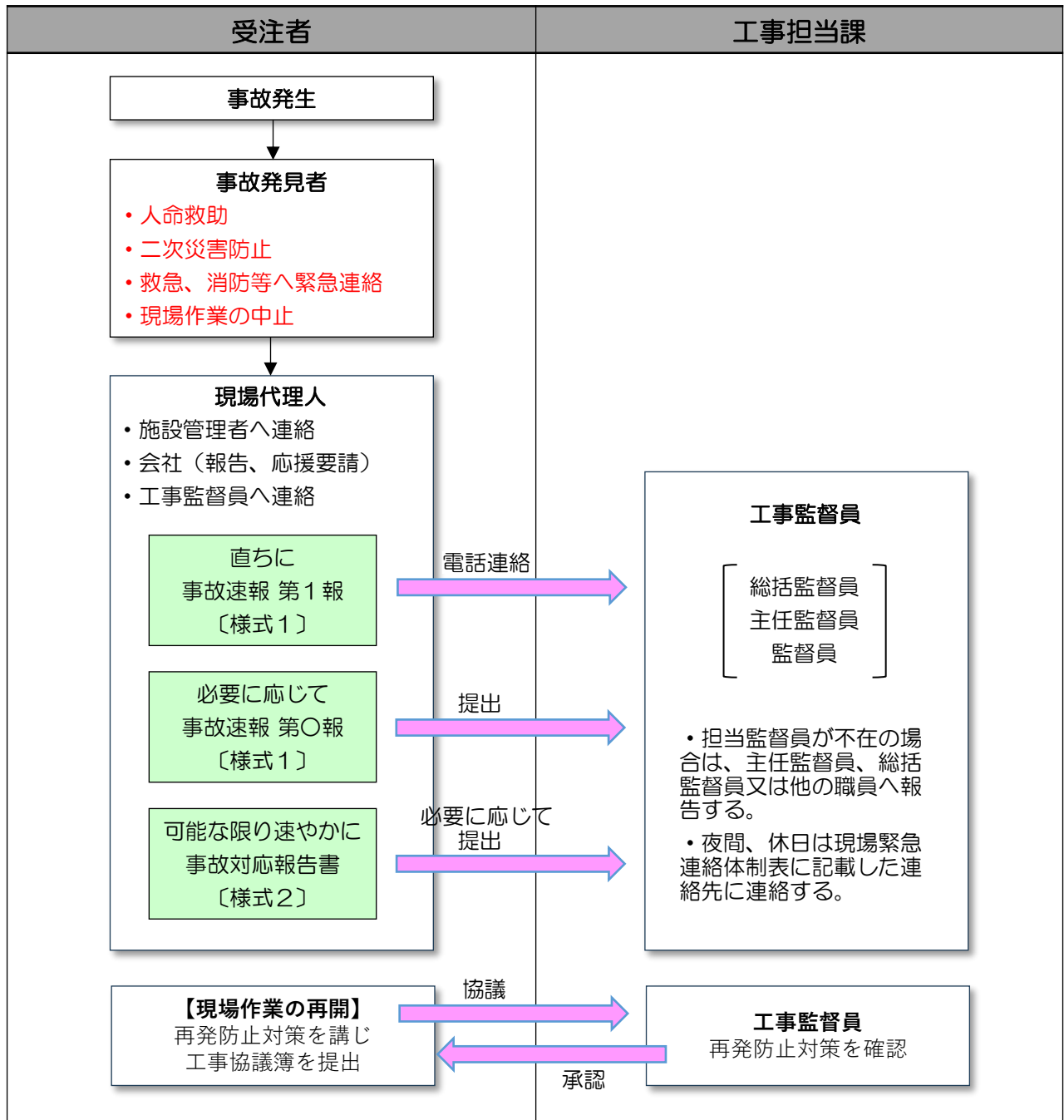
4. 事故発生時の対応

工事事務発生時、現場代理人は、「負傷者救護、二次災害防止措置、緊急連絡、施設管理者への連絡、会社への連絡、監督職員への連絡等」を行い、事故発生後直ちに事故速報（様式1）を提出し、必要に応じて、その後可能な限り速やかに事故対応報告書（様式2）を提出する。

なお、現場作業については、再発防止策を適切に講じ、監督職員と協議したのちに再開すること。

5. 事故発生時のフロー

工事事故が発生した場合は、次のフローに従って速やかに報告等を行うこと。



- ① 現場代理人は、現場緊急連絡体制表を着工前に工事監督員へ提出し、**常時携帯**する。
- ② 事故発生後は、**人命救助を第一とし、二次災害の防止を講じるとともに、救急、消防等への緊急連絡を行う。**併せて、二次災害防止の観点から、**現場作業は直ちに中止**させる。
- ③ 現場代理人は、**事故発生後直ちに事故速報〔様式1〕を確認し、工事監督員へ電話連絡を行う。**また、施設管理者へ連絡し、及び会社へ事故発生時の報告、応援要請等を行う。
- ④ 事故速報〔様式1〕は、追加情報を確認でき次第、随時報告する。（第2報、第3報・・・）
- ⑤ 事故対応報告書〔様式2〕は、必要に応じて、対象事故について現場代理人が作成し、可能な限り速やかに工事監督員へ提出する。
- ⑥ 事故対応報告書〔様式2〕は、工事名・工事場所・受注者・現場代理人・事故発生場所・発生日時・被害状況・事故原因・被害者の情報（性別・現場との関係・入院先・治療状況など）について写真等を添付の上、5W1H「いつ（When）、どこで（Where）、だれが（Who）、なにを（What）、なぜ（Why）、どのように（How）」でわかりやすく図解を交えて作成し、工事監督員へ提出する。
- ⑦ 現場作業の再開については、再発防止対策を講じた上で、工事協議簿により工事監督員と協議を行ってから再開する。

6. 事故の分類と報告様式について

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
労働災害	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が、死亡又は負傷した事故 資機材・工事製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）が起因して、工事関係者が、死亡又は負傷した事故</p> <p>※工事作業場とは、工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機器類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域をいう。 ※隣接区域とは、本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。</p>
もらい事故	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者が起因して、工事関係者が、死亡又は負傷した事故</p>
死傷公衆災害	<p>工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が、死傷した事故</p>
物損公衆災害	<p>工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して、第三者の資産に損害を与えた事故</p>
市所有物の破損等	<p>工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して、市の資産に損害を与えた事故</p>
その他	<p>労働安全衛生規則第96条関係で報告が求められている事故等（事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など）</p>

表－２ 事故レベルの区分

レベル	区 分	内 容
I	軽微な事故	休業４日未満の人身災害（ただし、死傷公衆災害は除く。）又は物損災害のうち、第三者の死傷につながる可能性が少ない、又は被害、影響が少ない場合など。
II	重度の事故	休業４日以上の人身災害（ただし、死傷公衆災害は死亡以外全て）又は物損災害のうち、第三者の死傷につながる可能性が高い、又は被害、影響が大きい場合など。
III	死 亡 等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーン転倒など大規模な事故、不発弾発見など緊急に広報が必要な場合など。

表－３ 事故の分類と報告様式

事故の分類	レベル	区 分	事故速報 (様式 1)	事故対応報告書 (様式 2)
労働災害	I	休業日数４日未満	○	△
	II、III	休業日数４日以上		○
もらい事故	I	休業日数４日未満	○	×
	II、III	休業日数４日以上		○
死傷公衆災害	I～III	休業日数４日未満	○	○
		休業日数４日以上		
物損公衆災害	I	軽微なもの	○	×
	II、III	その他		○
市所有物の 破損等	I	軽微なもの	○	×
	II、III	その他		○
その他	I～III	労働安全衛生規則 第96条関係など	○	○

○：報告を要する ×：報告不要 △：工事担当課長が必要と認める場合に報告を要する

7. 事故速報（様式1）

様式1

事故速報（第 報）

速報日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
報告者	

工事番号		工事名	
工事場所	那須塩原市	受注者	
工期	自 年 月 日 から 至 年 月 日 まで	現場代理人	
請負代金	円	連絡先	

発生日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃				天候			
発生場所								
原因者	<input type="checkbox"/> 工事関係者 <input type="checkbox"/> 通行者・住民等 <input type="checkbox"/> その他()							
	氏名		住所					
	勤務先		連絡先		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳		
	備考							
発生状況	<input type="checkbox"/> 現場作業中 <input type="checkbox"/> 通行中 <input type="checkbox"/> その他							
	内容							
被災者	<input type="checkbox"/> 工事関係者 <input type="checkbox"/> 通行者・住民等 <input type="checkbox"/> 現場資機材等 <input type="checkbox"/> その他(備考欄に記載)							
	氏名		住所					
	勤務先		連絡先		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳		
	備考							
被災状況	<input type="checkbox"/> 物損 <input type="checkbox"/> 負傷(人(うち重傷者 人)) <input type="checkbox"/> 死亡(人) <input type="checkbox"/> その他							
	内容(傷病の程度等)							
	搬送先		搬送手段					
周辺への影響等	<input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> なし							
	内容							
関係機関への連絡	警察署	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	消防署	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	NTT	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	東京電力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	労基署	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	道路管理者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	施設管理者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	水道管理者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	その他							
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 事故状況写真 <input type="checkbox"/> 事故状況図							
	その他							

事故後の対応 (応急措置等)	
事故の原因	

- 事故発生時、太枠欄の情報を至急確認し、電話等で報告すること。
- そのほかは、確認でき次第、随時報告すること。(第2報、第3報・・・)
- 住所、氏名、連絡先など個人情報に関する内容については、本人の了承を得てから記載すること。
- 被災者等が複数人いる場合は、別紙の記載も可とする。

8. 事故対応報告書（様式2）

様式2

年 月 日

那須塩原市長 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

事故対応報告書

発生した事故について、下記のとおり報告します。

工事番号	
工事名	
工事場所	那須塩原市
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負代金	
事故発生日時	令和 年 月 日() <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃 天候
事故発生場所	
工事概要	
事故の分類	<input type="checkbox"/> 労働災害 <input type="checkbox"/> もらい事故 <input type="checkbox"/> 死傷公衆災害 <input type="checkbox"/> 物損公衆災害 <input type="checkbox"/> 市所有物の破損 <input type="checkbox"/> その他()
事故の被災者	負傷者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 所属: _____ 元請下請種別: _____ (次) 住所: _____ 氏名: _____ 病院: _____ 生年月日(年齢): _____ (才) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 物損等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 内容: _____
傷病等の状況	休業見込日数: 日間
事故の概要	
事故の原因	物的原因
	人的原因
	管理的原因

法令違反等の事実	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 根拠法令:
労働基準監督署の見解	<input type="checkbox"/> 使用停止命令 <input type="checkbox"/> 是正勧告書 <input type="checkbox"/> 指導票 <input type="checkbox"/> 是正報告書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 指導事項なし
警察署の見解	
事故直後の対応	
今後の対応	
再発防止策	
その他必要事項	<input type="checkbox"/> 災害発生時からの経過表
添付書類	<input type="checkbox"/> 事故状況説明図 (<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 事故現場の写真 <input type="checkbox"/> 労働者死傷病報告(写し) <input type="checkbox"/> 医師の診断書等(写し) <input type="checkbox"/> 使用停止等命令書(写し) <input type="checkbox"/> 是正勧告書(写し) <input type="checkbox"/> 指導票(写し) <input type="checkbox"/> 上記に対する報告書(写し) <input type="checkbox"/> その他() ※事故発生時の状況は、図解等で具体的に記載すること。 ※平面図等に撮影方向を記載すること。
現場代理人	氏名: _____ 電話番号: _____

● 工事名・工事場所・受注者・現場代理人・事故発生場所・発生日時・被害状況・事故原因・被害者の情報(性別・現場との関係・入院先・治療状況など)について写真等を添付の上、5W1H「いつ(When)、どこで(Where)、だれが(Who)、なにを(What)、なぜ(Why)、どのように(How)」でわかりやすく図解を交えて作成すること。

● 住所、氏名、連絡先など個人情報に関する内容については、本人の了承を得てから記載すること。

● 被災者等が複数人いる場合は、別紙の記載も可とする。

9. 現場緊急連絡体制表（参考様式）

（参考様式）

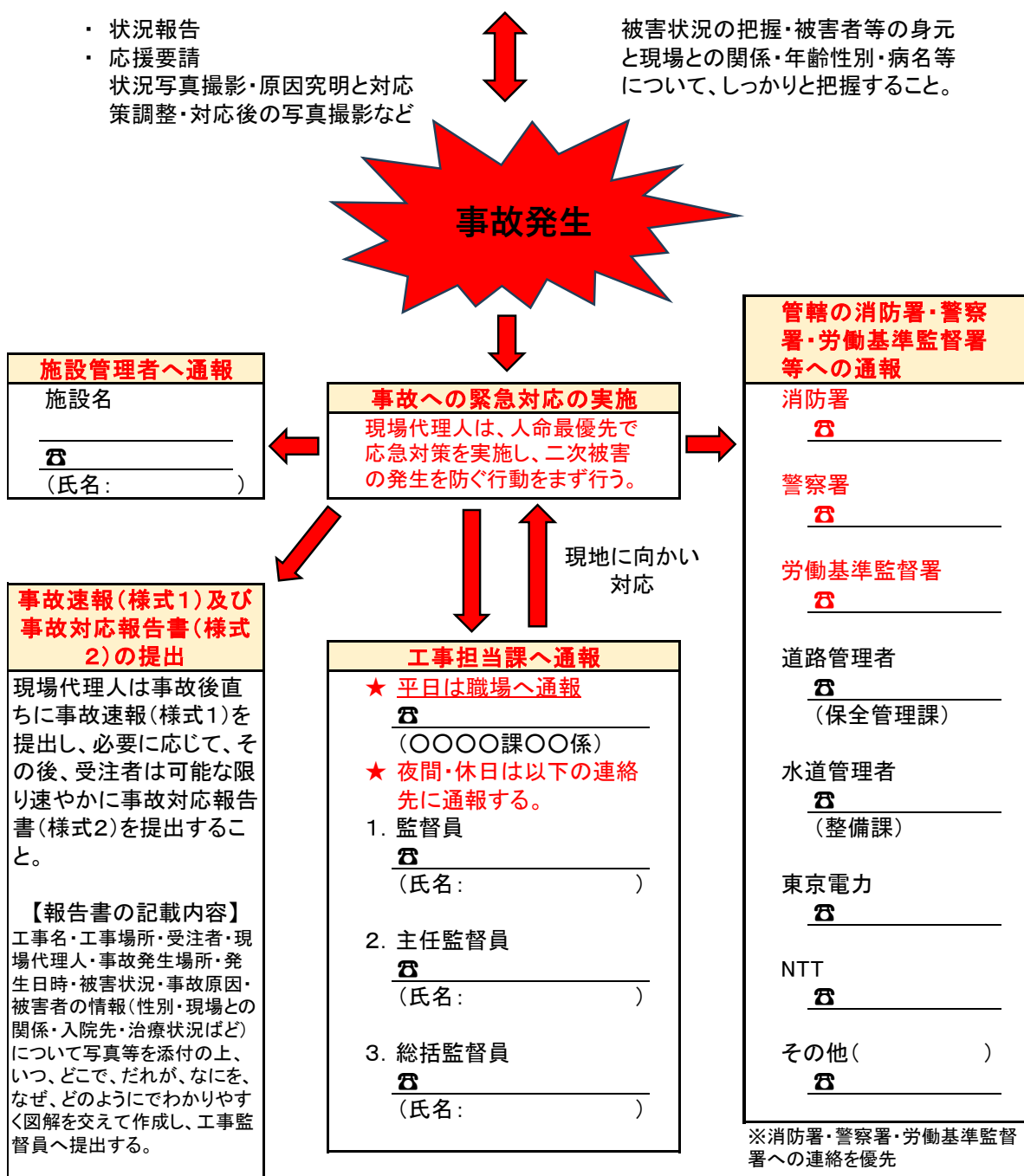
現場緊急連絡体制表

現場代理人常時必携

工事番号	
工事名	
工事場所	※工事場所が複数ある場合（他何校など）は、それぞれの場所ごとに作成すること。
受注者	☎
現場代理人	☎

- ・ 状況報告
- ・ 応援要請
- 状況写真撮影・原因究明と対応策調整・対応後の写真撮影など

被害状況の把握・被害者等の身元と現場との関係・年齢性別・病名等について、しっかりと把握すること。



10. 資料

労働安全衛生規則（抜粋）

（事故報告）

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
 - 二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
 - 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種压力容器及び同条第七号の第二種压力容器の破裂の事故が発生したとき
 - 四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 九 令第一条第九号の簡易リフト（クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項各号（第十二号を除く。）に掲げる事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～十二 （略）

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。